

○財務省告示第三百三十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十七年九月七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十七年十月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第四百二十四回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三	法律及びその条項の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。募集取扱機関による募集の取扱いは、発行額
四	発行方法	額面金額で十三億八千四百八十
五	発行額	万円
六	払込金額	十三億八千九百五十万八千三百
七	最低額面金額	二十万円
八	振替単位	五万円
九	発行日	平成二十七年九月七日
十	発行価格	額面金額百円につき百円三十四

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

十 十  
二 一

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

十 三  
初 期 利 子

(一) 年 銭

○ 各 一 パーセント  
額 に 加 集 取 扱 機 関 は、  
出 し た 金 額 を 第 十 八 号 に よ り 込 算 金  
す る 期 日 に 払 い 込 む の と 定 む  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{79}{365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 源 徴 収 さ れ る も の  
の 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の  
に つ い て は、前 記 (一) の 算 式  
に よ り 算 出 し た 金 額 か ら 該 国  
乗 じ た 金 額 の 二 十 三 五 分 の 一  
乗 じ た 金 額 ( 乗 じ た 金 額 に お  
債 務 発 行 時 点 にお いて 取 得 する  
者 が 非 住 民 者 又 は 外 国 人 である  
あ る 場 合 に は、前 記 (一) の 算 式  
に よ り 算 出 し た 金 額 に 該 非  
居 住 者 又 は 外 国 人 が 適 用 され  
受 け 取 る 所 得 税 の 率 を 乗 じ た  
金 額 を 控 除 す る こ と が でき  
る。

平 成 二 十 七 年 十 二 月 十 日 を 支  
払 期 と し、次 の 算 式 に よ り 支  
し た 金 額 を 支 払 う べ し。  
払 込 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 たり、  
は、そ の 翌 日 に 支 払 う べ し。  
下 次 号 及 び 第 十 五 号 に お いて  
規 定 する 期 日 に つ い て 同 じ。

